

事 務 連 絡  
平成 22 年 6 月 30 日

各都道府県・各政令市 P C B 担当官 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

## P C B 特別措置法に基づく P C B 廃棄物の保管等の届出等について（依頼）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（P C B）対策の推進につきましては、日頃よりご尽力賜りありがとうございます。

P C B 廃棄物の保管等の状況については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「P C B 特別措置法」という。）に基づき、P C B 廃棄物の保管等の状況に関する届出、P C B 廃棄物の適正な保管等につき保管事業者等に対して御指導、御助言等いただいているところですが、当該届出等について、下記の点に御留意の上御対応いただきますよう宜しくお願いいたします。

### 記

#### 1. P C B 廃棄物の保管状況等の届出様式等の記入について

P C B 特別措置法第 8 条に基づく保管及び処分状況等届出書の届出に際しては、届出様式（同法施行規則に基づく各様式）に記載の「備考」のほか、別紙の「P C B 特別措置法の保管状況等の届出様式等の記入要領」（環境省ホームページに掲載：今回一部変更）を参考にしつつ、また、以下の点を御留意の上、誤記入や記入漏れ等がないよう、様式への適切な記入につき指導、助言をお願いします。

##### （1）廃棄物の種類に関する記載

P C B 廃棄物の種類別の保管及び処分等の状況の確実な把握のため、廃棄物の種類に関する適切な記載の徹底をお願いします。

特に、対象廃棄物が微量 P C B 汚染廃電気機器等である場合は、以下の点に留意の上、確実な記載をお願いします。

《対象廃棄物が微量 P C B 汚染廃電気機器等である場合の留意事項》

○「廃棄物の種類」欄に「微量 P C B 汚染廃電気機器等（〇〇〇〇[電気機器等の種類]）」と記載してください。

（記載例） 微量 P C B 汚染廃電気機器等（高圧トランス）

微量 P C B 汚染廃電気機器等（高圧コンデンサ）

※上記のような場合に、廃棄物の種類欄に単に「高圧トランス」や「高圧コンデンサ」と記入することのないよう、記載の徹底をお願いします。

○「参考事項」の欄に当該絶縁油中の P C B 濃度を記載してください。推定値の場合は「(推定)」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います。

（記載例） P C B 濃度 45mg/kg

P C B濃度 50mg/kg (推定)

P C B濃度不明

○現在使用中の電気機器等であって、微量のP C Bに汚染された絶縁油を使用した電気機器等である場合は、「製品の種類」欄に「微量P C B汚染電気機器等 ((〇〇〇〇[電気機器等の種類]))」と記載してください。

(記載例) 微量P C B汚染電気機器等 (高圧トランス)

○P C Bを含む油のうち、当該油が、電気機器等に使用された絶縁油であって、微量のP C Bによって汚染されたもの(柱上トランス油は除く。)である場合は、「廃棄物の種類」欄に「微量P C B汚染絶縁油」と記載してください。

※製造工程ラインで絶縁油が微量のP C Bにより汚染された場合や、微量P C B汚染廃電気機器等から絶縁油を抜油した場合は考えられます。

※「参考事項」欄に、当該絶縁油中のP C B濃度を記載してください。推定値の場合は「(推定)」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います(記載例は上記参照)。

○ウエス又は汚泥のうち、微量P C B汚染絶縁油が染み込み又は付着したものが廃棄物となったものである場合は、「廃棄物の種類」欄に「ウエス(微量P C B汚染絶縁油)」又は「汚泥(微量P C B汚染絶縁油)」と記載してください。

※「参考事項」欄に、染み込み又は付着した微量P C B汚染絶縁油中のP C B濃度を記載してください。推定値の場合は「(推定)」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います(記載例は上記参照)。

(P C B廃棄物の保管状況等届出書：①～⑧を参照)

## (2) 届出者に関する記載

保管事業者に関する情報(届出書の届出者の欄及び⑨)については、P C B廃棄物処理基金の助成対象となる中小事業者等の把握等に必要項目であることから、記載された内容を精査し、誤記入や記入漏れ等がないよう、適切な助言、指導をお願いします。特に、下記の項目については、記入の徹底により情報の確実な把握をお願いします。

なお、P C B廃棄物処理基金の助成対象については、平成21年11月の独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令(平成21年環境省令第12号)により、助成対象廃棄物及び助成対象者が変更されているので、改めてご留意願います(次ページ【参考】を参照)。

ア. 資本の額又は出資の総額

記載の徹底をお願いいたします。(P C B廃棄物の保管状況等届出書：届出者の欄を参照)

イ. 従業員数

記載の徹底をお願いいたします。(P C B廃棄物の保管状況等届出書：届出者の欄を参照)

ウ. 業種

記載の徹底をお願いします。

中小事業者の把握を目的として項目が設定されていますので、次の業種に整理してください。

①ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)、②ソフトウェア業又は情報処理サービス業、③旅館業

↓①～③に該当しないもの

④卸売業、⑤小売業、⑥サービス業

↓④～⑥に該当しないもの

⑦製造業、建設業、運輸業、その他

(P C B廃棄物の保管状況等届出書：届出者の欄を参照)

エ. 発行株式数の総額

記載の徹底をお願いいたします。

(PCB廃棄物の保管状況等届出書：⑨を参照)

オ. 出資口数の総額又は出資価額の総額

総額と出資元別の出資状況について把握をお願いいたします。

(PCB廃棄物の保管状況等届出書：⑨を参照)

## 2. 電気事業法に基づく届出情報の活用等

電気事業法に基づく届出情報の入手等、電気事業法に基づく届出制度との連携については、平成17年4月1日付け通知(環廃産発第050401001号)において既に周知がなされているところです。本通知の内容を参考とし、使用後のPCBを含む電気機器等が確実にPCB廃棄物として届出がなされることなどについて御指導をお願いします。

また、保管事業者毎の届出情報を前年度のものと比較したり、電気事業法に基づく届出情報や処分業者による処分に係る届出情報との間で比較したりすること等により、未届出事業場を把握するとともに、当該事業場に対して届出を促すなど、各PCB廃棄物に関する情報の確実な把握と保管事業者等への適切な助言、指導をお願いします。

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）  
（平成 21 年 11 月 10 日環廃産発第 091110002 号）（抄）

第二 改正の内容

6 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構第 10 条第 1 項第 5 号に基づき、独立行政法人環境再生保全機構がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理費用の助成を行う対象となる廃棄物として、汚染物等を追加した。

また、助成金の交付をポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るために必要な範囲とするため、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下単に「中小企業者」という。）のうち以下に該当する者以外の者を交付対象とすることとした。

- (1) その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が一又は二以上の大企業者（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）により保有されている者
- (2) 上記(1)の会社との間に当該会社による完全支配関係（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 4 条の 2 に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。）がある者
- (3) 大企業者との間に完全支配関係がある者

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成 16 年環境省令第 11 号）

（平成 21 年 11 月 10 日一部改正）（抄）

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲）

第二十一条 機構法第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令で定める費用の範囲は、次のとおりとする。

- 一 中小企業者（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の二に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。次号において同じ。）又は常時使用する従業員の数が百人以下の学校法人、宗教法人、医療法人若しくは社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又は OF ケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。次号及び第四号において同じ。）の処理に要する費用（第三号及び第四号に掲げる費用を除く。次号において同じ。）
- 二 中小企業者が解散若しくは事業の廃止により中小企業支援法第二条第一項各号の規定に該当しなくなった後又は学校法人等が解散し、若しくは事業を廃止した後に個人が保管することとなった、当該中小企業者又は当該学校法人等の保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用
- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究に係る費用
- 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用